

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人福祉センターの利用証の交付
根拠条例・規則等名		さいたま市老人福祉センター条例施行規則
条 項		第 2 条 第 3 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課(電話：048-829-1259)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>個人で老人福祉センターの利用証の交付を受けようとする者は、年齢等証明書類を提示し、老人福祉センター利用交付申請書により市長に申請する。</p> <p>市長は、老人福祉センター条例第 7 条（センターを利用することができる者は、市内に居住する満 6 0 歳以上の者とする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。）に規定する資格を有するものと認めるときは、利用証を交付する。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 平成 18 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日対応
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 年 月 日最終改正
備 考		